

第7回



定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー 8階 Room 1 & 2

議決権行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時30分まで

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

会計監査人選任の件

証券コード：4056

ニューラルグループ株式会社

株 主 各 位

証券コード 4056
2025年3月13日
(電子提供措置の開始日2025年3月6日)
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
ニューラルグループ株式会社
代表取締役社長 重松 路 威

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第7回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.neural-group.com/ir/index.html>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により事前の議決権行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2
オフィス用エレベーターで受付階(9階)に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第7期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主さまへ交付している書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類・・・連結注記表
 - ②計算書類・・・個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本定時株主総会におきましては、お土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

事業報告

(自2024年1月1日)
(至2024年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「AIで心躍る未来を」をミッションとして、リアル空間のデジタル化による社会課題の解決を目指しております。当社グループ事業は、デジソリューション、ライフスタイルの2つのサービスドメインで構成されております。

デジソリューションサービスドメインでは、AIカメラを活用した駐車場や物流施設のトラックバースの効率的な運用を実現する「デジパーク」、街中の人流解析や防犯に活用いただける「デジフロー」、在宅勤務支援ツール「リモデスク」、屋外および屋内用LEDディスプレイの「ニューラルビジョン」「デジタルック」、デジタルサイネージを媒体とするマンションサイネージ広告サービス「フォーカスチャンネル」を提供しているほか、人・車両検知を行いサイネージ・パトランプ等へ即時発報、施設における安全性向上や運用効率化を支援する「エッジアラート」の提供を開始しました。ライフスタイルサービスドメインでは、アパレル向けファッショントレンド解析「AIMD」や、積み込み最適化ソリューション「AI-VANNING」といった幅広いAIシステムソリューションを提供しているほか、当社の資本業務提携先であるソニー株式会社と共同で開発した1on1支援ツール「KizunaNavi」の提供を開始しました。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化・中東の紛争激化に加え、米国大統領選の結果等も受けて、世界情勢は一層不透明感が増しております。国内においては、雇用・所得環境の改善等に伴い経済情勢は緩やかな回復がみられる一方で、世界的な原材料価格の高止まりや長引く円安の影響等によりガソリンや水光熱費、食料品といった生活必需品が高騰し、消費者の生活防衛意識が高まってきております。また、そうした物価高や消費者の意識の変化により、当社の顧客企業にも大きな影響が生じているものと認識しております。このような状況の中で、当社グループは前連結会計年度に着手した営業体制の強化やユニットベース事業（自社AIサービスの販売）への移行などの取り組みが実を結びつつあり、その結果として売上高は前連結会計年度より増加しました。

また、当社グループは事業成長期にあるため成長投資を積極的に行いつつも、サプライヤーとの戦略的交渉を通じた商品調達コスト低減による原価率の改善や、内製化による外部委託費用・本社費用等の削減を進めております。その中で、売上高・売上総利益の成長を実現している中においても、販管費は前連結会計年度より減少し、その結果として、通期営業黒字化を達成いたしました。今後はグループのシナジーをさらに追求し、収益拡大と利益創出を維持しつつ、さらなる成長に向けた事業開発及び投資による黒字の常態化を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,564,789千円（前年度比12.2%増）となり、営業利益35,556千円（前連結会計年度は営業損失658,761千円）、経常利益11,735千円（前連結会計年度は経常損失686,776千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は60,931千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失650,123千円）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントはAIエンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において実施しました資金調達は次の通りであります。

- イ. ストック・オプションとして発行された新株予約権の権利行使により、総額4,509千円の払込がありました。
- ロ. 第三者割当増資によって、総額200,000千円の払込がありました。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,749千円であります。その主なものは、サインネージ機器等の購入に係るものであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当ありません。

④ 他の会社の事業の譲受の状況

該当ありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ありません。

⑥ 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当ありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 自2021年1月1日 至2021年12月31日 第 4 期 | 自2022年1月1日 至2022年12月31日 第 5 期 | 自2023年1月1日 至2023年12月31日 第 6 期 | 自2024年1月1日 至2024年12月31日 第 7 期 (当連結会計年度) |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 売 上 高 | 1,010,186千円 | 2,878,743千円 | 3,178,169千円 | 3,564,789千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | 11,267千円 | △909,182千円 | △650,123千円 | △60,931千円 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) | 0.79円 | △63.32円 | △43.65円 | △3.97円 |
| 純 資 産 | 1,322,734千円 | 432,443千円 | 467,908千円 | 614,239千円 |
| 総 資 産 | 2,419,800千円 | 3,803,357千円 | 3,291,133千円 | 2,976,777千円 |

注1. 第5期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第4期については新たな表示方法による組替えを行っておりません。

注2. 過年度決算に関し、一部誤謬が判明したため、第5期の数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 自2021年1月1日 至2021年12月31日 第 4 期 | 自2022年1月1日 至2022年12月31日 第 5 期 | 自2023年1月1日 至2023年12月31日 第 6 期 | 自2024年1月1日 至2024年12月31日 第 7 期 (当事業年度) |
|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 売 上 高 | 979,051千円 | 963,680千円 | 703,754千円 | 627,599千円 |
| 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) | 52,775千円 | △819,439千円 | △369,470千円 | △168,706千円 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) | 3.72円 | △57.07円 | △24.80円 | △11.00円 |
| 純 資 産 | 1,364,242千円 | 562,020千円 | 878,505千円 | 918,285千円 |
| 総 資 産 | 2,429,694千円 | 3,581,432千円 | 3,296,982千円 | 3,021,814千円 |

注1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

注2. 第5期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第4期については新たな表示方法による組替えを行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度まで、営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを2期連続計上していました。当連結会計年度の営業利益は35,556千円、営業キャッシュ・フローは194,597千円と、期初の連結業績予想通りに営業黒字化し、前連結会計年度に対して経営状況は大きく改善いたしました。さらなる業績向上の途上にあります。よって、当該状況を踏まえて、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

前連結会計年度に対して経営状況が大きく改善したのは、前連結会計年度から取り組みを進めている「イ. 売上及び売上総利益を創出する事業モデル構築」および「ロ. 販売費及び一般管理費の最適化施策」が進展していることによるものであり、安定的な通期営業利益の実現に向けて順調に進捗していることを示しています。また、「ハ. 資金の確保」においては、一般社団法人共同通信社およびクロスプラス株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し、200,000千円を調達しております。これらの取り組みの進捗に鑑み、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。これらの施策の実施状況は以下の通りであり、引き続き財務基盤の強化に努めて参ります。

イ. 売上及び売上総利益を創出する事業モデル構築

当連結会計年度においては、当社子会社のニューラルマーケティング株式会社にて前連結会計年度までに拡充した営業体制を基盤として、営業数値管理の仕組みをさらに強化・徹底したことで効率的な事業運営・収益拡大を実現しました。また、当社の保有するAIを活用したサービス・プロダクトをより多くの顧客に展開するための前提となる基盤技術の開発にも取り組むことで、当社グループ全体のサービス運用効率を改善することができました。その成果として、当連結会計年度の売上高は3,564,789千円（前連結会計年度3,178,169千円）、売上総利益は2,367,079千円（前連結会計年度2,063,141千円）となり、安定的な売上及び売上総利益を実現するための事業モデル構築については大きく進展したものと考えております。また、仕入先や外注先との戦略的交渉や協働関係の構築に基づく売上原価の最適化にも継続的に取り組んでおり、為替相場における円安や物価高が続く厳しい事業環境下においても、前連結会計年度実績に対して約1.5ポイントの売上総利益率の向上を実現しております。

引き続き、事業ポートフォリオの見直しや人的資源等のリソース再配分なども含め、足下の当社グループの競争力強化と事業収益の拡大に資する活動を推進してまいります。

ロ. 販売費及び一般管理費の最適化施策

当社グループは事業拡大のための先行投資が続いたことにより販売費及び一般管理費が増加していましたが、事業拡大のための体制が整ったため、グループ企業全ての販売費及び一般管理費の見直しを実施しました。また並行して、構築された体制に適合した稟議等のワークフローのプロセス改善や組織の管理適正化・強化等の改善も行い、より生産性の高い事業運営ができるよう整備を進めてまい

りました。当連結会計年度にて実行した施策の具体例は、以下の通りです。

- ・国内拠点の統合・最適化に伴う賃料減少
- ・プラットフォーム共通化やR&D改善・広告戦略の見直しに伴う広告費の最適化
- ・社内人材の高度化による業務委託契約の減少
- ・その他本社費・固定費の削減

こうしたコスト最適化施策を強力に推進した結果、当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,331,523千円（前連結会計年度2,721,903千円）となり、390,379千円のコスト削減を実現することができました。これは、前連結会計年度末時点で見込んでおりました当連結会計年度におけるコスト削減効果約200,000千円を大きく上回る結果となっております。当社としては、当連結会計年度において最適化されたコスト体質を維持しつつ、サービス収益の成長を実現することでさらなる営業利益の創出を目指してまいります。

ハ、資金の確保

現金及び預金については、前連結会計年度末821,188千円から当連結会計年度末は670,062千円と減少しております。これは、第三者割当増資による資金増加の一方、有利子負債の減少によるものであります。今後も、当グループ全体の財政状態を勘案しながら、第三者割当増資や公募による調達、金融機関からの融資等の手段により必要な資金調達を実行する方針です。また、営業面においても、上述の事業モデル構築、販売費及び一般管理費の最適化により、当連結会計年度においては営業活動によるキャッシュ・フローで運転資金を確保することを見込んでおり、前述の通り当連結会計年度では営業利益35,556千円、営業キャッシュ・フロー194,597千円を実現していることから、資金の確保にも一定のめどが立ったものと考えております。

今後も各種の改善施策を確実に実行することにより、強固な収益基盤の構築と安定的な成長を実現し、業績のさらなる向上及び安定化に努めてまいります。

② 開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社における、独自の深層学習技術のライブラリの開発や、端末処理（エッジコンピューティング）による深層学習モデルの低コスト活用といった技術分野での特徴は、当社グループの競争力の源泉の一つであり、今後も継続的な強化が重要であるものと認識しております。国籍を問わずに卓越した能力を持つAIエンジニアの確保及び育成に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

AIエンジニアリング事業

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

| 名称 | 所在地 |
|-----------------------------------|--|
| 当社 | 本社：東京都千代田区 AIテストフィールド：東京都品川区 シンガポール支店：シンガポール |
| ニューラルエンジニアリング株式会社 | 本社：東京都千代田区 |
| ニューラルマーケティング株式会社 | 本社：大阪府大阪市住吉区 |
| Neural Group (Thailand) Co., Ltd. | 本社：タイパトゥムワン区 |

② 従業員の状況

企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 218名 | 45名減 |

注 従業員数は就業人員数（取締役兼務者を除く執行役員、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。

当社の従業員数

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|------|-----------|
| 42名 | 10名減 |

注 従業員数は就業人員数（取締役兼務者を除く執行役員を含む。）であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年12月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当ありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------------|-----------|----------|--|
| ニューラルエンジニアリング株式会社 | 15,000千円 | 100% | エッジAI搭載機器の設置・運用サービスの提供 エッジAIサービスの運用支援 |
| ニューラルマーケティング株式会社 | 50,000千円 | 100% | サイネージ広告 |
| Neural Group (Thailand) Co., Ltd. | 6,000千バーツ | 100% | タイ及び周辺国におけるエッジAIサービス事業及びそれに付随・関連する業務 |

(8) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

| | |
|---------------------------------|---------------------|
| 特定完全子会社の名称 | ニューラルマーケティング株式会社 |
| 特定完全子会社の住所 | 大阪府大阪市住吉区千鉢2丁目2番24号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 2,517,734千円 |
| 当社の総資産額 | 3,021,814千円 |

(9) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

| 借入先 | 借入残高 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 496,200千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 250,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 230,000千円 |
| 株式会社愛媛銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 1,140千円 |

注 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459条第1項) があるときの権限行使に関する方針

当社は、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

しかしながら、当社は未だ成長過程にあると考えており、更なる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており

ます。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、毎年6月30日又は12月31日その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款で定めております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 株式に関する事項

(1) 大株主の状況 (2024年12月31日現在)

| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------------|-----------|----------|
| 重松 路威 | 4,746,400 | 30.94 |
| オフィス重松株式会社 | 3,920,000 | 25.55 |
| 特定金外信託受託者 株式会社SMB C信託銀行 | 698,000 | 4.55 |
| ソニー株式会社 | 690,000 | 4.50 |
| 清水 優 | 503,000 | 3.28 |
| 株式会社SBI証券 | 323,133 | 2.11 |
| 篠塚 孝哉 | 282,300 | 1.84 |
| ミシュースティン ドミートリ | 170,300 | 1.11 |
| シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合 | 110,200 | 0.72 |
| 楽天証券株式会社 | 97,800 | 0.64 |

注 持株比率は自己株式 (184株) を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,340,031株 (うち、自己株式 184株)
- ③ 株主数 7,066名

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第5回新株予約権 | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日 | | 2019年5月15日 | 2019年9月18日 | 2020年4月27日 |
| 新株予約権の数 | | 10個 | 45個 | 20,000 個 |
| 保有 人数 | 取締役（監 査等委員及 び社外取締 役を除く） | 1名 | 2名 | 1名 |
| | 取締役（監 査等委員） | - | 1名 | - |
| 新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数 | | 当社普通株式 10,000株 | 当社普通株式 45,000株 | 当社普通株式 20,000株 |
| 新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額 | | 1株当たり501円 | 1株当たり501円 | 1株当たり1,394円 |
| 新株予約権の行使 期間 | | 2021年5月16日から 2029年5月15日まで | 2021年9月19日から 2029年9月18日まで | 2022年4月28日から 2030年4月27日まで |
| 新株予約権の主な 行使条件 | | (注1) | (注1) | (注1) |

注1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権は、当社の普通株式が国内外を問わずいずれかの証券取引所、店頭市場その他の公開市場に

上場又は登録された日以降に行使することができる。この場合において、本新株予約権は以下の（i）乃至（iii）に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。

- （i）割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。
- （ii）割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記（i）の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
- （iii）割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

注2. 2020年4月15日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、当該株式分割前に発行された新株予約権につきましては、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

注3. 一部の取締役が保有している新株予約権は、いずれも使用人として在籍中に付与されたものです。

- （2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。
- （3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------------|--------|---|
| 代表取締役 | 重松 路威 | 社長執行役員 |
| 取締役 | 山本 正晃 | 常務執行役員 ニューラルマーケティング株式会社 代表取締役社長兼CEO |
| 取締役 | 岩切 翼 | 常務執行役員 ニューラルエンジニアリング株式会社 代表取締役社長兼CEO |
| 取締役 | 蓮見 麻衣子 | 有限会社エパーリッチアセットマネジメント 執行役 LINEヤフー株式会社 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 有限会社大串銃砲火薬店 社外取締役 有限会社大串運輸 社外取締役 |
| 取締役 常勤監査等委員 | 竹村 実穂 | なし |
| 取締役 監査等委員 | 若松 俊樹 | Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 Saltusマネジメント株式会社 代表取締役社長 Saltusコンサルティング株式会社 代表取締役社長 ベステラ株式会社 社外取締役 株式会社SFIDA X 社外取締役 |
| 取締役 監査等委員 | 山岸 洋一 | キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 BionicM株式会社 社外監査役 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 SBI大学院大学 教授 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 |

注1. 取締役蓮見麻衣子氏、竹村実穂氏、若松俊樹氏及び山岸洋一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 当社は、監査等委員が日常的な情報収集と内部監査との十分な連携をして監査の実効性を高めるため、監査等委員竹村実穂氏を常勤の監査等委員として選定しております。

注3. 常勤監査等委員竹村実穂氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・ 常勤監査等委員竹村実穂氏は、監査法人での実務経験及び事業会社での監査役の経験があり、また、公認会計士の資格を有しています。

注4. 当社は、社外取締役蓮見麻衣子氏、竹村実穂氏、若松俊樹氏及び山岸洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注5. 2024年3月29日開催の第6回定時株主総会において、岩切翼氏が取締役に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう企業価値向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等は、役割、職務、職位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬として、基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた役員賞与及び非金銭報酬等を支払うこととします。

2. 基本報酬（金銭報酬等）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とします。報酬額は、一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、役位、職責に応じて、従業員に対して支給される給与の額を考慮しながら、決定するものとします。

3. 役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬等）並びに非金銭報酬等に係る業績指標の内容及び報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の役員賞与は、現金報酬とし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役への配分の決定方針及び支給時期は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式又は各種ストック・オプションとし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。非金銭報酬総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役へ支給する非金銭報酬等の算定方法の決定方針及び支給時期、条件の決定に関する方針は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

4. 金銭報酬等の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、基本報酬及び役員賞与、非金銭報酬で構成され、役員賞与及び非金銭報酬の割合は取締役会の助言のもと、企業価値向上に資する形で支給時に決定します。なお、役員賞与、非金銭報酬については支給しないこともあります。

当社の取締役（監査等委員）の報酬等は、法令等に定める監査機能を十分に果たすために必要な報酬額を株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役に助言し、上記の委任を受けた代表取締役は、当該助言に従って上記の決定を行わなければならないこととします。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員重松路威が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とし、取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、助言を行いました。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は代表取締役社長執行役員重松路威に対して取締役の個人別の報酬等を決定する権限が適切に行使されるよう助言を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されること、及び報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査等委員である取締役の報酬について

監査等委員である取締役の報酬は、2024年3月29日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されており、当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち3名は社外取締役）であります。各監査等委員の報酬額は、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる役員の 員数 (名) |
|--------------------|----------------|-----------------|---------|--------|--------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (監査等委員 を除く) | 54,176 | 54,176 | — | — | 6 |
| (うち社外取締役) | (5,250) | (5,250) | (—) | (—) | (2) |
| 取締役 (監査等委員) | 13,725 | 13,725 | — | — | 3 |
| (うち社外取締役) | (13,725) | (13,725) | (—) | (—) | (3) |
| 監査役 | 3,875 | 3,875 | — | — | 3 |
| (うち社外監査役) | (3,875) | (3,875) | (—) | (—) | (3) |
| 計 | 71,776 | 71,776 | — | — | 9 |
| (うち社外役員) | (22,850) | (22,850) | (—) | (—) | (5) |

- 注1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 報酬は、2024年3月29日開催の第6回定時株主総会において、年額300,000千円以内 (うち社外取締役については年額50,000千円以内) と、決議いただいております。当該決議の対象となった取締役数は4名 (うち社外取締役1名) です。
- 注2. 監査等委員である取締役の報酬は、2024年3月29日開催の第6回定時株主総会において、年額50,000千円以内と、決議いただいております。当該決議の対象となった監査等委員である取締役数は3名 (うち社外取締役3名) です。
- 注3. 非金銭報酬等であるストック・オプションの内容及び交付状況は、本「(2) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等」に記載のほか、「3. 新株予約権の状況」に記載の通りです。
- 注4. 当社は、2024年3月29日開催の第6回定時株主総会の決議に基づき、同日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
- 注5. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する報酬等には、監査等委員会設置会社への移行前における取締役に対する報酬等を含んでいます。
- 注6. 監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員並びにこれらの相続人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約更新しております。次回契約時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職先 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|----------------|--------|---|---------------|
| 取締役 | 蓮見 麻衣子 | 有限会社エバーリッチアセットマネジメント 執行役 LINEヤフー株式会社 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 有限会社大串銃砲火薬店 社外取締役 有限会社大串運輸 社外取締役 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 (監査等委員) | 若松 俊樹 | Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 Saltusマネジメント株式会社 代表取締役社長 Saltusコンサルティング株式会社 代表取締役社長 ベステラ株式会社 社外取締役 株式会社SFIDA X 社外取締役 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 (監査等委員) | 山岸 洋一 | キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 BionicM株式会社 社外監査役 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 SBI大学院大学 教授 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 | 特別の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 (社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む。) |
|----------------|--------|---|
| 取締役 | 蓮見 麻衣子 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。ファンドマネージャーとしての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 竹村 実穂 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会4回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 若松 俊樹 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会4回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 山岸 洋一 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。長年にわたる証券会社での豊富な経験と公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。 |

注1. 当社は、2024年3月29日開催の第6回定時株主総会の決議に基づき、同日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上表の監査等委員会への出席回数は、当該移行後の期間に係るものであり、監査役会の出席回数は当該移行前の期間に係るものであります。

注2. 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 35,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,000千円 |

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

注3. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額11百万円があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容

該当事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システムに関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。内部統制システムに関する基本方針は、以下の通りであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査等委員会を設置し、社外取締役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(b)リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、取締役および使用人が法令、定款および企業倫理を遵守するように努めます。

(c)法令、定款に違反する行為がおこなわれ、また、おこなわれようとしている場合の報告体制として、社内通報窓口を設置しております。

(d)適法・適正な業務運営がおこなわれていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査実施者による内部監査を実施します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制は、リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者をリスク管理・コンプライアンス委員会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。リスク管理・コンプライアンス委員会は、リスク管理・コンプライアンス違反行為またはその恐れが生じた場合、その対応を取締役会に報告します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

(b)業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣して子会社の業務執行状況を管理・監督するとともに、子会社の取締役及び使用人は必要に応じて当社の重要会議に出席して事業進捗状況や重要事項について定期的に報告を行います。当社グループ全体として重要な事項については、当社の取締役会での事前審議又は報告を行います。

(b)子会社の事業内容や規模等に応じて、当社の社内規程に準じた社内規程を制定し、子会社の損失危険管理体制、子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制、子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款の遵守体制を整備します。

(c)内部監査実施者は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役

社長へ報告します。

(d)監査等委員会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じて、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。

f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(a)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置します。

(b)監査等委員を補助する使用人の独立性を確保するために、監査等委員を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の同意を得るものとします。

(c)監査を補助する使用人に対する監査等委員会からの指示は、取締役（監査等委員を除く。）及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。

g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a)監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。

(b)当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告するものとします。

h. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)内部通報規程に基づく通報または監査等委員会に対する報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し不利益な取り扱いを行いません。

(b)前項の内容を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社が支払うものとします。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めます。

(b)監査等委員会は定期的に会計監査人、内部監査実施者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

k. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①原則として月に1回開催の取締役会、四半期に1回開催のリスク管理コンプライアンス委員会等の重要会議

において、取締役の職務の執行状況、当社及び子会社のリスク管理コンプライアンスの状況を確認しております。

- ②監査等委員は、取締役会及び監査等委員会への出席のほか、定期的に当社及び子会社の取締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、監査等委員はリスク管理コンプライアンス委員会等の重要会議に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③内部監査実施者は、年間の監査計画に基づき、当社及び子会社において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、監査結果は代表取締役へ報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針 該当事項はございません。

※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2024年12月31日 現在

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1,509,907 | 流動負債 | 1,526,727 |
| 現金及び預金 | 670,062 | 買掛金 | 57,772 |
| 売掛金 | 464,868 | 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 契約資産 | 63,260 | 短期借入金 | 700,000 |
| 棚卸資産 | 207,995 | 1年内返済予定の長期借入金 | 400,615 |
| その他 | 104,430 | 未払法人税等 | 4,299 |
| 貸倒引当金 | △710 | 契約負債 | 62,664 |
| 固定資産 | 1,466,870 | 賞与引当金 | 3,890 |
| 有形固定資産 | 55,229 | その他 | 277,485 |
| 建物及び構築物 | 33,281 | 固定負債 | 835,810 |
| 工具、器具及び備品 | 141,662 | 社債 | 10,000 |
| 車両運搬具 | 2,578 | 長期借入金 | 745,413 |
| 減価償却累計額 | △122,292 | 繰延税金負債 | 13,470 |
| 無形固定資産 | 1,115,641 | 退職給付に係る負債 | 66,927 |
| ソフトウェア | 7,498 | 負債合計 | 2,362,537 |
| 顧客関連資産 | 164,571 | 純資産の部 | |
| のれん | 943,572 | 株主資本 | 594,754 |
| 投資その他の資産 | 295,998 | 資本金 | 12,254 |
| 投資有価証券 | 157,215 | 資本剰余金 | 2,375,155 |
| 繰延税金資産 | 6,061 | 利益剰余金 | △1,792,087 |
| 敷金及び保証金 | 130,678 | 自己株式 | △567 |
| その他 | 2,043 | その他の包括利益累計額 | 83 |
| | | 為替換算調整勘定 | 83 |
| | | 新株予約権 | 19,401 |
| | | 純資産合計 | 614,239 |
| 資産合計 | 2,976,777 | 負債純資産合計 | 2,976,777 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連 結 損 益 計 算 書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|---------------------|--------|------------------|
| 売上高 | | 3,564,789 |
| 売上原価 | | 1,197,709 |
| 売上総利益 | | 2,367,079 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,331,523 |
| 営業利益 | | 35,556 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 136 | |
| 受取配当金 | 1 | |
| 為替差益 | 2,365 | |
| 受取保険金 | 776 | |
| 違約金収入 | 3,801 | |
| 雑収入 | 2,716 | |
| その他 | 1,328 | 11,126 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 19,465 | |
| 株式交付費 | 5,260 | |
| 雑損失 | 6,263 | |
| その他 | 3,957 | 34,947 |
| 経常利益 | | 11,735 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 11,735 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,318 | |
| 法人税等調整額 | 70,324 | 74,642 |
| 当期純損失 (△) | | △62,906 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△) | | △1,975 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | | △60,931 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|----------|-----------|------------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 419,361 | 1,763,538 | △1,731,156 | △528 | 451,215 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 102,254 | 102,254 | | | 204,509 |
| 減資 | △509,361 | 509,361 | | | - |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) | | | △60,931 | | △60,931 |
| 自己株式の取得 | | | | △39 | △39 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | △407,107 | 611,616 | △60,931 | △39 | 143,538 |
| 当期末残高 | 12,254 | 2,375,155 | △1,792,087 | △567 | 594,754 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|-----------------------|--------|-------------|---------|
| | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | △14 | △14 | 15,385 | 1,321 | 467,908 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 204,509 |
| 減資 | | | | | - |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) | | | | | △60,931 |
| 自己株式の取得 | | | | | △39 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | 97 | 97 | 4,016 | △1,321 | 2,792 |
| 当期変動額合計 | 97 | 97 | 4,016 | △1,321 | 146,330 |
| 当期末残高 | 83 | 83 | 19,401 | - | 614,239 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

ニューラルエンジニアリング株式会社、ニューラルマーケティング株式会社、
Neural Group (Thailand) Co., Ltd.、Neural Solutions (Thailand) Co., Ltd.

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Neural Group (Thailand) Co., Ltd.及びNeural Solutions (Thailand) Co., Ltd.の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）であります。

仕掛品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 6～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |
| 車両運搬具 | 2～4年 |

② 無形固定資産（のれんを除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|--------|-----|
| ソフトウェア | 5年 |
| 顧客関連資産 | 10年 |

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関するAIエンジニアリング事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は以下の通りであります。

デジソリューションサービスのデジパーク、デジフロー及びデジルックサービス等におけるハードウェアやパッケージソフトウェアの販売、設置工事については、顧客による検収で履行義務が充足されると判断し、検収完了時点で顧客との契約に定められた金額で収益を認識しております。

デジソリューションサービス及びライフスタイルサービスのライセンスフィーや運用・保守等の定額サービス、また、デジパーク、デジフロー等の導入サービスやそれを含む効果分析に関するコンサルティングの提供については、顧客との間で準委任契約を締結しており、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり契約に定められた金額を均等に配分して算定し収益を認識しております。

両サービスの受注制作のソフトウェアについては、顧客との間でソフトウェア開発の請負契約を締結しており、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法により契約に定められた金額を配分して算定し収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い顧客との契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で顧客との契約に定められた金額で収益を認識しています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間(12年)にわたり定額法で償却しております。

(9) グループ通算制度の適用

当社は、単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. ニューラルマーケティング株式会社に係る顧客関連資産及びのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 当連結会計年度 (千円) |
|--------|--------------|
| 顧客関連資産 | 164,571 |
| のれん | 943,572 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。ニューラルマーケティング株式会社に係る顧客関連資産及びのれんについては、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であり、さらなる業績向上の途上にあるため、減損の兆候が存在すると判断しました。検討の結果、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画において、特に重要な構成要素は、デジタルLEDサイネージの売上高、売上総利益率及び販売費及び一般管理費にかかる見積りです。これらの見積りは、当連結会計年度に実施した受注金額の拡大、仕入先や外注先との協働による原価低減、固定費の削減などの施策が継続的に効果を発揮し続けるという重要な仮定に基づいて策定しております。

これらの割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた重要な仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、顧客関連資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

当座貸越契約

当社グループでは、資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 700,000千円 |
| 借入実行残高 | 700,000千円 |
| 差引額 | — |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

| | | |
|--|------|-------------|
| 当連結会計年度末の発行済株式の総数 | 普通株式 | 15,340,031株 |
| 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 | 306,401株 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであります。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は全て1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理・債権管理規程に従い、営業債権について、財務管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況や時価等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務管理本部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

| | 連結貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------------------------|------------------------|------------|------------|
| (1) 売掛金 | 464,868 | | |
| 貸倒引当金(* 2) | △710 | | |
| | 464,157 | 464,157 | — |
| (2) 敷金及び保証金(* 3) | 105,973 | 92,516 | △13,456 |
| 資産計 | 570,130 | 556,674 | △13,456 |
| (1) 買掛金 | 57,772 | 57,772 | — |
| (2) 短期借入金 | 700,000 | 700,000 | — |
| (3) 社債 (1年内償還予定の社債を含む) | 30,000 | 29,927 | △72 |
| (4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | 1,146,028 | 1,143,638 | △2,389 |
| 負債計 | 1,933,800 | 1,931,338 | △2,461 |

(* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額24,705千円であります。

(* 4) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表額は以下の通りであります。

| 区分 | 当連結会計年度 (千円) |
|-------|--------------|
| 組合出資金 | 157,215 |

注1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 670,062 | — | — | — |
| 売掛金 | 464,868 | — | — | — |
| 敷金及び保証金 | 7,231 | 5,690 | 93,027 | 23 |
| 合計 | 1,142,162 | 5,690 | 93,027 | 23 |

注2. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 700,000 | — | — | — | — | — |
| 社債 | 20,000 | 10,000 | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 400,615 | 346,866 | 249,033 | 129,716 | 16,918 | 2,880 |
| 合計 | 1,120,615 | 356,866 | 249,033 | 129,716 | 16,918 | 2,880 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

売掛金及び買掛金並びに短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------------------------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金及び保証金 | — | 92,516 | — | 92,516 |
| 資産計 | — | 92,516 | — | 92,516 |
| 社債（1年内償還予定の社債を含む） | — | 29,927 | — | 29,927 |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | — | 1,143,638 | — | 1,143,638 |
| 負債計 | — | 1,173,566 | — | 1,173,566 |

注 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

社債の時価は、元利金の合計額と、同様の社債発行を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社グループはAIエンジニアリング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

| | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|---------------|---|
| デジソリューションサービス | 3,229,853 千円 |
| ライフスタイルサービス | 313,049 千円 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,542,902 千円 |
| その他の収益 | 21,886 千円 |
| 外部顧客への売上高 | 3,564,789 千円 |

注 その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

| | 当連結会計年度 (千円) |
|-------------|--------------|
| 契約資産 (期首残高) | 24,143 |
| 契約資産 (期末残高) | 63,260 |
| 契約負債 (期首残高) | 39,299 |
| 契約負債 (期末残高) | 62,664 |

契約資産は、受託開発について、期末日現在で進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、当社が受領した前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|-----------------|--------|
| 1 株当たり純資産額 | 38.78円 |
| 1 株当たり当期純損失 (△) | △3.97円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

2024年12月31日 現在

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|------------------|----------------|-------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 389,007 | 流動負債 | 895,988 |
| 現金及び預金 | 121,434 | 買掛金 | 3,334 |
| 売掛金及び契約資産 | 187,135 | 短期借入金 | 700,000 |
| 商品 | 54,942 | 1年内返済予定の長期借入金 | 122,660 |
| 前払費用 | 14,709 | 未払金 | 35,431 |
| 関係会社未収入金 | 9,996 | 未払費用 | 9,943 |
| その他 | 787 | 未払法人税等 | 2,290 |
| 固定資産 | 2,632,807 | 契約負債 | 9,793 |
| 有形固定資産 | － | 預り金 | 4,758 |
| 建物 | 11,465 | 未払消費税等 | 7,775 |
| 工具、器具及び備品 | 63,221 | 固定負債 | 1,207,540 |
| 減価償却累計額 | △74,687 | 長期借入金 | 254,680 |
| 投資その他の資産 | 2,632,807 | 関係会社長期借入金 | 945,060 |
| 関係会社株式 | 2,518,676 | 受入敷金保証金 | 7,800 |
| 関係会社長期貸付金 | 55,865 | 負債合計 | 2,103,528 |
| 繰延税金資産 | 31,142 | 純資産の部 | |
| 敷金及び保証金 | 66,986 | 株主資本 | 898,884 |
| 貸倒引当金 | △39,863 | 資本金 | 12,254 |
| | | 資本剰余金 | 2,375,155 |
| | | 資本準備金 | 1,191,204 |
| | | その他資本剰余金 | 1,183,950 |
| | | 利益剰余金 | △1,487,958 |
| | | その他利益剰余金 | △1,487,958 |
| | | 繰越利益剰余金 | △1,487,958 |
| | | 自己株式 | △567 |
| | | 新株予約権 | 19,401 |
| | | 純資産合計 | 918,285 |
| 資産合計 | 3,021,814 | 負債純資産合計 | 3,021,814 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|---------|----------|
| 売上高 | | 627,599 |
| 売上原価 | | 228,297 |
| 売上総利益 | | 399,302 |
| 販売費及び一般管理費 | | 574,120 |
| 営業損失 (△) | | △174,817 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 144 | |
| 受取家賃 | 7,200 | |
| 雑収入 | 2,716 | |
| その他 | 447 | 10,508 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 21,314 | |
| 株式交付費 | 5,260 | |
| その他 | 15 | 26,589 |
| 経常損失 (△) | | △190,898 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 6,645 | 6,645 |
| 税引前当期純損失 (△) | | △197,543 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,305 | |
| 法人税等調整額 | △31,142 | △28,837 |
| 当期純損失 (△) | | △168,706 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|--------------------------|----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 419,361 | 1,088,950 | 674,588 | 1,763,538 | △1,319,251 | △1,319,251 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 102,254 | 102,254 | | 102,254 | | |
| 減資 | △509,361 | | 509,361 | 509,361 | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 当期純損失 (△) | | | | | △168,706 | △168,706 |
| 株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額) | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | △407,107 | 102,254 | 509,361 | 611,616 | △168,706 | △168,706 |
| 当期末残高 | 12,254 | 1,191,204 | 1,183,950 | 2,375,155 | △1,487,958 | △1,487,958 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|--------------------------|------|----------|--------|----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | △528 | 863,120 | 15,385 | 878,505 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | 204,509 | | 204,509 |
| 減資 | | - | | - |
| 自己株式の取得 | △39 | △39 | | △39 |
| 当期純損失 (△) | | △168,706 | | △168,706 |
| 株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額) | | | 4,016 | 4,016 |
| 事業年度中の変動額合計 | △39 | 35,763 | 4,016 | 39,780 |
| 当期末残高 | △567 | 898,884 | 19,401 | 918,285 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定) であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関するAIエンジニアリング事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は、以下の通りであります。

デジソリューションサービスのデジパーク、デジフロー及びデジルックサービス等におけるハードウェアやパッケージソフトウェアの販売、設置工事については、顧客による検収で履行義務が充足されると判断し、検収完了時点で顧客との契約に定められた金額で収益を認識しております。

デジソリューションサービス及びライフスタイルサービスのライセンスフィーや運用・保守等の定額サービス、また、デジパーク、デジフロー等の導入サービスやそれを含む効果分析に関するコンサルティングの提供については、顧客との間で準委任契約を締結しており、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり契約に定められた金額を均等に配分して算定し収益を認識しております。

両サービスの受注制作のソフトウェアについては、顧客との間でソフトウェア開発の請負契約を締結しており、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法により契約に定められた金額を配分して算定し収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い顧客との契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で顧客との契約に定められた金額で収益を認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

1. ニューラルマーケティング株式会社に係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度 (千円) |
|--------|------------|
| 関係会社株式 | 2,518,676 |

上記のうち、ニューラルマーケティング株式会社の関係会社株式の帳簿価額は2,517,734千円でありま

ず。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ニューラルマーケティング株式会社の株式については、顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力を反映した実質価額で取得しております。顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力等が見込めなくなることにより、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となります。当事業年度においては、ニューラルマーケティング株式会社の評価にあたり、顧客関連資産の資産価値及び超過収益力を反映した実質価額と取得価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

顧客関連資産の資産価値及び超過収益力の基礎となる事業計画において、重要な構成要素は、デジタルLEDサイネージの売上高、売上総利益率及び販売費及び一般管理費にかかる見積りです。これらの見積りは、当事業年度に実施した受注金額の拡大、仕入先や外注先との協働による原価低減、固定費の削減などの施策が継続的に効果を発揮し続けるという重要な仮定に基づいて策定しております。

これらの見積りにおいて用いた重要な仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

当座貸越契約

当社では、資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 700,000千円 |
| 借入実行残高 | 700,000千円 |
| 差引額 | — |

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 13,350千円 |
| 長期金銭債権 | 55,865千円 |
| 短期金銭債務 | 84千円 |
| 長期金銭債務 | 952,860千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

| | |
|-----------|-----------|
| 営業取引 | 182,085千円 |
| 営業取引以外の取引 | 15,597千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | | |
|--------------------|------|------|
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | 普通株式 | 184株 |
|--------------------|------|------|

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 関係会社株式評価損 | 154,027千円 |
| 減価償却超過額(減損損失を含む) | 61,193 // |
| 商品評価損 | 11,938 // |
| 関係会社貸倒引当金 | 13,386 // |
| 税務上の繰越欠損金 | 250,033 // |
| その他 | 1,965 // |
| 繰延税金資産小計 | 492,544千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △250,033 // |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △211,368 // |
| 評価性引当額小計 | △461,401 // |
| 繰延税金資産合計 | 31,142千円 |
| 繰延税金資産純額 | 31,142千円 |

2. 法人税及び地方法人税の会計処理及びこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度の年度末から法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)を適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

| 種類 | 会社等の 名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--|----------------------------|----------------------------|----------------|--------------|-----------------------------------|--------------|
| 子会社 | ニューラル マーケティング 株式会社 | (所有) 直接100% | 資金の借入 社員の出向 経営指導 | 資金の返済 | 76,382 | 関係会社 長期借入金 関係会社 未収入金 | 945,060 |
| | | | | 利息の支払 | 8,291 | | |
| | | | | 人件費及び 経費の立替 | 128,993 | | |
| | | | | 家賃の受取 | 5,760 | | |
| 子会社 | NEURAL GROUP (THAILAND) CO., LTD. | (所有) 直接49.9% 間接50.1% | 資金援助 役員の兼任 | 資金の貸付 | 1,689 | 関係会社 長期貸付金 | 39,863 |

注1. 人件費及び経費の立替は、主に人件費等の支払いを当社が立替したことによるものであります。

なお、人件費及び経費は、実費相当額であります。

注2. NEURAL GROUP (THAILAND) CO., LTD.に対する資金の貸付については、同貸付に対して貸倒引当金39,863千円を計上しております。当会計年度において、1,689千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 58.60円 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △11.00円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 2月25日

ニューラルグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニューラルグループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューラルグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年 2月25日

ニューラルグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニューラルグループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たって、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

ニューラルグループ株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 竹 村 実 穂 ㊟

監 査 等 委 員 若 松 俊 樹 ㊟

監 査 等 委 員 山 岸 洋 一 ㊟

(注) 監査等委員竹村実穂、若松俊樹及び山岸洋一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は次の通りであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の 株式の数 |
|-----------|---|---|-----------------|
| 1 | しげまつ ろい 重松 路威 (1980年8月23日生) | 2006年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2016年1月 同社パートナー就任 2018年1月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年11月 当社社長執行役員就任（現任） | 4,746,400株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 重松路威氏は、創業から代表取締役として、経営の指揮を執り、事業の発展を牽引してきました。その実績とリーダーシップを活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。 | | |
| 2 | やまもと まさあき 山本 正晃 (1978年11月18日生) | 2004年4月 ソニー株式会社入社 2019年4月 当社入社 2020年2月 当社 執行役員就任 2020年11月 当社常務執行役員就任（現任） 2022年2月 ニューラルマーケティング株式会社 代表取締役社長兼CEO就任（現任） 2023年3月 当社取締役就任（現任） | 1,000株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 山本正晃氏は、ソニー株式会社にてDVDやヘッドマウントディスプレイの開発・設計に携わった後、複数の新規事業創出・社内スタートアップを牽引した経験を有しております。2019年に当社参画後、研究開発部にて技術開発や商品開発への幅広い貢献を経て、2022年2月には当社完全子会社のニューラルマーケティング株式会社（当時：株式会社ネットテン）の代表取締役に就任し、デジタルックやフォーカスチャネル事業の発展を牽引したほか、ソニー株式会社との資本業務提携の実現にも寄与しました。その実績と経験を活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を取締役候補者としてしました。 | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の 株式の数 |
|--|---------------------------------------|--|-----------------|
| 3 社外 | はすみ まいこ 蓮見 麻衣子 (1974年9月9日生) | 1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フェデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネジメント入社 (現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ社外取締役就任(現任) 2021年3月 LINEヤフー株式会社社外取締役(独立役員) 監査 等委員就任(現任) 2021年3月 当社取締役就任(現任) 2022年12月 有限会社大串銃砲火薬店 社外取締役(現任) 2022年12月 有限会社大串運輸 社外取締役(現任) | 0株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>蓮見麻衣子氏は、ファンドマネージャーとしての経験から投資家としての高い見識を保有しております。金融知識に基づく、事業方針の妥当性、注力分野の選別等への助言を期待しております。</p> <p>また、2021年3月には大手IT企業の取締役に就任され、当社の目指す大規模なIT企業での経験や豊富な海外経験からグローバルの視点での助言をいただけるものと考えております。</p> <p>上記の理由から、同氏には、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 取締役候補者の重松路威氏は、当社の親会社等に該当します。
 - 取締役候補者の蓮見麻衣子氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間が4年となります。
 - 当社は、蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。蓮見麻衣子氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当社は社外取締役である蓮見麻衣子氏との間で、その期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。蓮見麻衣子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員会がESネクスト有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として必要とされる独立性、専門性、適切性及び品質管理体制を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| | | | |
|-----|----------------|---|------|
| 名称 | ESネクスト有限責任監査法人 | | |
| 事務所 | 主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大成大手町ビル9階 | |
| 沿革 | 2020年7月 | ESネクスト監査法人設立 | |
| | 2022年2月 | 有限責任監査法人への移行に伴い、 ESネクスト有限責任監査法人へ名称変更 | |
| 概要 | 構成人員 | 理事パートナー | 9名 |
| | | パートナー | 25名 |
| | | 公認会計士 | 30名 |
| | | 公認会計士試験合格者 | 100名 |
| | | その他 | 39名 |
| | | 合計 | 203名 |

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2
電話番号： 03-5157-1251



交 通： 東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結
東京メトロ有楽町線「有楽町」駅 地下通路からA11出口 徒歩4分
東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・銀座線「銀座」駅 地下通路から徒歩7分/
C1出口より徒歩5分
JR山手線・京浜東北線「有楽町」駅 日比谷口より徒歩5分

※ オフィス用エレベーターで受付階（9階）に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。